

# お互いに尊重しあい、ともに生きる社会をめざして

12月4日～10日は人権週間です。2か月にわたり人権特集を掲載します。人権について考えてみませんか。

## 犯罪被害にあうということ

毎日さまざまな事件や事故が報道されていますが、被害にあった方やその家族がその後の生活でさまざまな負担を抱えていることについては、あまり知られていません。

からだや財産の被害だけでなく、精神的にも大きなショックを受けます。また、捜査協力や裁判などによる時間的負担、周囲からの興味本位の質問、心ない誹謗中傷を受けることもあります。

一方で、周囲の方々の温かい見守りや、支援の手は大きな力となります。

自分に何ができるのか、一緒に考えてみませんか。

### 犯罪被害者等支援 市民講演会

**【日時】**11月16日(水) 13時30分～16時30分  
(後日オンライン配信あり)



**【場所】**磯子公会堂

**【申込】**ウェブページ、電話、ファックス

**【問合せ】**犯罪被害者相談室 ☎671-3117 ☎681-5453

**【問合せ】**市民局人権課 ☎671-2718 ☎681-5453

## 国際都市として、外国人と共に暮らす社会を目指して

横浜市の外国人人口は10万人を超え、出身の国や地域の数は160余りに及んでいます。もし、自分が外国で暮らすことになった場合、どんな気持ちで生活しているか、どのように接してもらえると嬉しいかを想像してみましょう。

同国同士の関係や国際情勢がどのような状況にあっても、あなたの近くにいる外国人は、あなたと同じように生活している「横浜市民」です。

顔立ちなどの外見が違うように見えるからというだけで、「言葉が通じないかもしれない」「なんとなく声をかけづらい」と見えない壁を作らずに、まずは「やさしい日本語」で声をかけてみましょう。



**【問合せ】**国際局政策総務課 ☎671-3826 ☎664-7145

## みんなでつくろう！体罰のない社会

### なぜ体罰はいけないの

体罰が子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響を与えることは、科学的にも明らかになっています。丁寧な言葉かけや手本を示すなど、子ども本人が理解できる方法で伝えることが大切です。

### 一人で抱えないで、地域全体で子育てる風土を

子育ての課題は、個人の問題ではなく、地域社会全体のこととして捉え、孤立感や負担感を抱えている保護者を支えながら、地域で子どもを育てていくという意識が重要です。

すべての子どもたちの最善の利益を考え、社会全体で体罰等によらない子育てを広げていきましょう。



**【問合せ】**こども青少年局こどもの権利擁護課 ☎671-4288 ☎550-3948

## インターネット

### その気軽な発信が人を、自分を傷つける



気軽に自分の意見や気持ちを発信でき、さまざまな情報を入手できるインターネットはとても便利です。しかし、その便利さの裏には、人が、自分が、傷ついてしまう可能性があることを忘れないでください。

あなたが今、誰かに向けて発信しようとしているその言葉は、相手に直接会って、自分の名前を名乗ったうえでも伝えることができる言葉でしょうか。

また、あなたが投稿した情報を、悪意を持って利用する人はいないと言い切れますか。

インターネット上で発信した言葉や情報は、インターネットを通して、現実の世界で生きる人に届き、永久に残り、不特定多数の人の目にさらされます。その言葉が人を傷つけないか、情報が悪用されて自分が傷つく可能性はないか、考えてみることが大切です。

**【問合せ】**市民局人権課 ☎671-2718 ☎681-5453

## 人権のことで困ったときは一人で悩まず、まずは相談を

相談は無料ですが、通話料がかかる場合があります。

相談先	連絡先	受付時間
人権相談(市民局市民相談室)	☎671-2306	水曜13時～16時(祝・休日、年末年始除く) 面談での相談のみ(要電話予約)
みんなの人権110番(横浜地方法務局)	☎0570-003-110 ☎641-7926	月～金曜8時30分～17時15分 (祝・休日、年末年始除く)
子どもの人権110番(横浜地方法務局)	☎0120-007-110 ☎226-5582	
女性の人権ホットライン(横浜地方法務局)	☎0570-070-810 ☎226-5581	
外国语人権相談ダイヤル "Foreign-language Human Rights Hotline" (法務省・Ministry of Justice-)	☎0570-090-911	月～金曜(Weekdays) 9時～17時 (祝・休日、年末年始除く)
いじめ110番(市教育委員会)	☎0120-671-388	24時間受付

**【問合せ】**市民局人権課 ☎671-2718 ☎681-5453

## 部落差別(同和問題) 自分のこととして考えてみませんか

部落差別(同和問題)は、日本の歴史的過程で形作られた身分差別により、一部の人々が長い間、経済的・社会的・文化的に低い状態に置かれることを強いられ、出身地や居住地が特定の地域(「同和地区」又は「被差別部落」)であることなどを理由に、日常生活・結婚等の場において付き合いを避けられたりする、現在も続く人権問題です。

家庭や職場などで聞いた不確かな情報やうわさを信じて、付き合いを避けていませんか。もし、自分自身が出身地や居住地を理由に付き合いを避けられるしたら、どう感じますか。

部落差別(同和問題)の解決には、一人ひとりが正しく理解して偏見や思い込みを見直し、お互いを尊重することが大切です。一度自分のこととして考えてみませんか。

**【問合せ】市民局人権課 ☎671-2718 ☎681-5453**

## ホームレスを取り巻く状況 見えにくくなる実態とホームレス支援の取組み

毎年1月のホームレス概数調査では、過去5年間、減少しています。

しかし、ネットカフェと路上を行き来する人など、住居を持たない状況が見えにくくなっている実態もあります。

失業や病気が原因のか、住居を持たないことを選択している場合もあり、住居のない事情はさまざまです。

住居のない人の偏見や差別がないように、理解していくことが大事です。横浜市では事情を伺い、路上生活の脱却に向けた支援をしています。ボランティア団体やNPOも、巡回や相談、炊き出し、ワクチン接種勧奨などの支援を行っています。

**【問合せ】健康福祉局生活支援課 ☎671-2425 ☎664-0403**

## いじめのない社会の実現に向けて

いじめは、どの学校、どの学級、どの子どもにも起こり得る、最も身近で深刻な人権侵害です。子ども一人ひとりがいじめの問題を自分のこととして捉え、意識し続けられるようにする必要があります。

また、日常的に、いじめそのものが発生しにくい環境や風土の醸成に努めていくことも大切です。横浜市では、毎年子ども主体のいじめ未然防止の取組として「横浜子ども会議」<sup>\*</sup>を実施しています。今年度で開始から10年が経ちました。これまでの取組を振り返るとともに、引き続き、保護者や地域、関係機関などと協力しながら、いじめのない社会の実現に向けて、取組を進めます。

\*「横浜子ども会議」とは、子ども主体のいじめ未然防止の取組として、全市立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒が主体となって、年間を通じて行うものです。



**【問合せ】教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課 ☎671-3724 ☎671-1215**

## 高齢者も介護者や家族も みんなが自分らしく生きられる社会へ

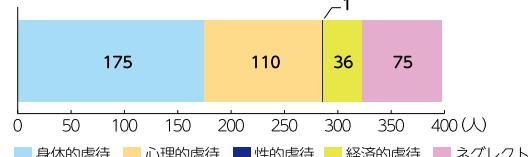
高齢者虐待は、高齢者への暴力的な行為以外にも、必要な医療や介護のサービスを理由なく制限したり、意図的に外に出されないように鍵をつけたり、本人の意思や利益に反して本人の金銭を使用したりすることも含まれます。

しかし、虐待行為をしてしまった人は、たとえば認知症の人の適切な関わり方がわからなかったり、全ての介護を自分が担わなければならないと思っていたり、悩みを抱えていても周りに相談できなかったりするなど、介護に負担を感じている場合が少なくありません。

介護者や家族が自分らしく元気でいられることは、高齢者だけではなく、介護者の心身の健康にもつながります。対応方法や介護で困った場合、身近に心配な高齢者がいる場合は、居住区の区役所高齢・障害支援課または地域ケアプラザへ気軽に相談してください。



### 令和3年度に高齢者虐待と判断した件数の内訳(重複あり)



**【問合せ】健康福祉局 高齢在宅支援課 ☎671-2405 ☎550-3612**

## 13人に1人はしたことがある職業差別

令和2年度に横浜市が実施した「人権に関する市民意識調査」の結果によると、「職業」で他人を差別した経験があると回答した人の割合は7.8% (約13人に1人) となっています。

コロナ禍では、エッセンシャルワーカーやその家族などに対して、さまざまな心ない言動や、根拠のない情報に基づく偏見や差別が起きました。その多くは日常の中で気づかないうちに発生しています。

それぞれの職業に従事する人が等しく尊重され、自分らしく幸せに生活できることが当たり前の社会にするために、もう一度、自分の価値観を点検してみませんか。

**【問合せ】市民局人権課 ☎671-2718 ☎681-5453**

## なくそう！DV

DVは、配偶者や交際相手など親密な関係にある相手を、対等なパートナーと認めず、支配しようとする暴力行為です。身体への暴力だけではなく、精神的・経済的暴力、性的強要なども含まれます。

パートナーとの関係でつらいことがあるときは、ひとりで悩まずに市DV相談支援センターに相談してください。



**【問合せ】政策局男女共同参画推進課 ☎671-2017 ☎663-3431**